

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令新旧対照条文

○地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（環境対策課の所掌事務）</p> <p>第五条 環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 温暖化対策推進法第二十条の四第三項に基づき助言を行うこと</p> <p>その他京都議定書目標達成計画（温暖化対策推進法第八条第一項に規定する京都議定書目標達成計画をいう。）の推進のための地域における地球温暖化（温暖化対策推進法第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。）の防止に関する事務及び事業に関すること。</p> <p>六～二十一 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（環境対策課の所掌事務）</p> <p>第五条 環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 京都議定書目標達成計画（温暖化対策推進法第八条第一項に規定する京都議定書目標達成計画をいう。）の推進のための地域における地球温暖化（温暖化対策推進法第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。）の防止に関する事務及び事業に関すること。</p> <p>六～二十一 （略）</p> <p>2 （略）</p>